

春の交通安全運動

全国

令和7年 4月6日(日) ~ 4月15日(火)

事故ゼロで
笑顔の桜
満開に



自転車に乗る時は
ヘルメットを
着用しましょう



バイク利用時の
注意点はこちら



電動キックボード等は
ルールを守って
正しく乗ろう



道路交通法改正後の
各種ルールはこちら



シートベルトを
必ず着用
しよう!



6歳未満の乳幼児は
チャイルドシートに
乗せよう!



歩きスマホ、
絶対ダメ!



ながら運転
飲酒運転

絶対
禁止!



令和6年11月から自転車に関する罰則新設!

(※自動車は既設)



酒酔い運転は5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金!

■酒気帯び運転等

【酒気帯び運転／車両提供罪】3年
以下の懲役又は50万円以下の罰金
【同乗罪／種類提供罪】2年以下の
懲役又は30万円以下の罰金

■自転車運転中の携帯電話使用等

【交通の危険を生じさせた場合】1年
以下の懲役又は30万円以下の罰金
【手に持ったまま通話や画面を注視
した場合】6箇月以下の懲役又は10
万円以下の罰金